


所管部課	企画財政部 財政課	部長	田代雄己	
件名	東大和市支出負担行為手続規程の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>平成31年3月29日付けで地方自治法施行規則の一部を改正する省令が公布され、会計年度任用職員制度の導入に伴い、歳出予算に係る節の区分について「7節 賃金」が削除されることとなった。</p> <p>このことにより、支出負担行為手続規程の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>①第6条第5号「賃金」を削除し、第6号「負担金、補助及び交付金」、第7号「扶助費」及び第8号「償還金、利子及び割引料」の各号を繰り上げる。</p> <p>②別表第1（第8条関係）支出負担行為整理区分表のうち、「7節 賃金」を削除し、「8節 報償費」から「28節 繰出金」までの節区分を繰り上げる。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>地方自治法施行規則との整合が図られる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課による事前審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。